

重要

必ず最後までお読みください

令和5年(2023年)度版
滋 賀 県

受給者の皆様

特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請手続きについて（お知らせ）

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間が間もなく満了します。引き続き特定医療費の公費助成を希望される場合は、下記により更新の手続きをされますようご案内します。なお、受給者証の更新には審査があります。

※審査についての詳細は、別添の『よくあるご質問 11 ページ(Q36~40)』をご確認ください。

記

1 申請受付期間をご確認ください

- **有効期間満了日の2か月前(消印有効)**までに申請をお願いします。

※2か月前を過ぎてからの提出の場合、新しい受給者証が届くのは、お持ちの受給者証の有効期間満了後になり、受給者証がお手元のない期間が発生します。

お持ちの受給者証の有効期間満了日	更新申請書類の提出期間（消印有効）	新しい受給者証の交付予定日
令和5年9月30日の方	令和5年7月31日まで	9月末まで
	令和5年8月1日～9月30日	10月以降
	令和5年10月1日以降	更新不可
令和5年10月31日の方	令和5年8月31日まで	10月末まで
	令和5年9月1日～10月31日	11月以降
	令和5年11月1日以降	更新不可
令和5年11月30日の方	令和5年9月30日まで	11月末まで
	令和5年10月1日～11月30日	12月以降
	令和5年12月1日以降	更新不可
令和5年12月31日の方	令和5年10月31日まで	12月末まで
	令和5年11月1日～12月31日	令和6年1月以降
	令和6年1月1日以降	更新不可

- 申請内容によって、受給者証の交付までに3か月以上かかる場合があります。
※詳細は、『よくあるご質問 3 ページ(Q8~10)』をご確認ください。
- 受給者証の有効期間満了日の翌日以降は「更新申請」の受付はできません。再度認定を受けするためには「新規申請」の扱いとなるため、認定された場合でも有効期間は新規申請の認定開始日からとなり、認定されていない期間の医療費助成は受けられませんのでご注意ください。なお、新規申請では「新規用」の臨床調査個人票が必要です。

2 主治医（難病指定医または協力難病指定医）に「臨床調査個人票」の作成を依頼してください

- 同封の「見本」を主治医にお渡しいただき、臨床調査個人票の作成を依頼してください。
- 作成には一定期間かかりますので、余裕を持って医療機関に依頼してください。

3 申請書類をご準備ください

- 詳細は、『チェックリスト』および『よくあるご質問4～8ページ(Q11～31)』をご確認ください。
- 申請書類は全て揃ってから提出してください。
書類が揃っていない場合、返却させていただくことがあります。
- 申請内容によって、追加の提出書類をお願いする場合があります。

4 同封の返信用封筒により、滋賀県庁あてに特定記録郵便でお送りください

- 郵便局でお手続きをお願いします。
※詳細は、『よくあるご質問2ページ(Q3～6)』をご確認ください。

■更新手続きに関するお問い合わせ先・書類提出先

お電話いただく前に、別添『よくあるご質問』のご確認をお願いします。

滋賀県受給者証更新コールセンター
月～金(祝日除く)午前9:00～午後5:00

電話:077-528-3669

メール:eg00031@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康寿命推進課 難病・小児疾病係内

- 各種様式については滋賀県のホームページにも掲載しております。

「滋賀県 難病」と検索、または右のQRコード①より
アクセスしてください。

① 県HP⇒



- 県内の指定医療機関および指定医の一覧は上記ホームページから確認できます。

- 右下のQRコード②から滋賀県行政手続ガイドにアクセスしていただくと、簡単な質問に答えていただくだけで、ご自身に必要な提出書類がわかりますので、ぜひご利用ください。

② 県行政手続ガイド⇒

